# 栃木市

# 中小企業。小規模企業振興ビジョン

(2018年度~2027年度)





















## はじめに



本市の中小企業・小規模企業は、地域経済を支え、雇用を創出 するなど重要な役割を果たしており、その事業の継続、発展は本 市の発展にとって欠かすことのできないものです。

近年、少子高齢化を伴う人口減少や経済活動のグローバル化等、社会経済情勢は大きく変化し、中小企業は厳しい経営環境に置かれており、経営資源の確保が困難な小規模企業は、特に厳しい状況にあります。

このようななか、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理 念や市の責務等を定めた「栃木市中小企業・小規模企業の振興

に関する条例」を平成29年6月に制定し、同条例の基本理念に基づき、施策の基本的な方針等を明らかにした「栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定しました。

本ビジョンでは、栃木市総合計画における基本方針の1つである「いきいきと働き賑わいのあるまちづくり」を踏まえ、「がんばる中小企業者・小規模企業者を積極的に支援します」、「中小企業者・小規模企業者の人材確保・人材育成と就労を支援します」、「産業の活性化を推進するため若者や女性等の創業を支援します」の3つを基本的な方針として定め、その実現に向けた具体的な取組を明らかにしました。

新たな取組としては、「農商工連携」、「販路開拓」等の事業者支援の他、今日的な課題である「事業承継」、「人材確保・人材育成」等についての支援を予定するとともに、地域経済の活性化のために、「創業支援」にはさらに力を入れていきたいと考えております。

今後は、本ビジョンに基づき、様々な施策を積極的かつ計画的に推進していくため、中小企業者、関係機関・団体等、市民及び市が一丸となり、オール栃木で中小企業・小規模企業の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本ビジョンの策定にあたりまして、熱心にご議論をいただきました栃木市中小企業・小規模企業振興審議会の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆様、市民の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

栃木市長 鈴 木 俊 美

# 目 次

第1章	栃	木市中小企業・小規模企業振興ビジョンの策定にあたって	1
	1	ビジョン策定の目的	1
	2	ビジョンの位置づけ	2
	3	ビジョンの計画期間	2
第2章	<b>#</b>	小企業・小規模企業の現状と課題	4
	1	栃木市の現状	4
	2	商業の現状	5
	3	工業の現状	6
	4	創業の現状	7
	5	中小企業・小規模企業の課題	8
第3章	¢	  小企業・小規模企業の振興に関する基本方針	13
	1	栃木市総合計画後期基本計画における基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	2	中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針	13
第4章	具	  体的な取組	16
	1	中小企業・小規模企業の経営基盤の強化	17
	2	中小企業・小規模企業の人材確保・人材育成の支援	
	3	中小企業・小規模企業における勤労者の福利厚生の充実	
	4	創業の支援	
	5	(仮称)栃木市中小企業総合支援センターの設置	22
第5章	Ľ	:ジョンの実現に向けて	23
	1	ビジョンの推進体制	23
		ビジョンの進捗管理	

# 第1章

## 栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョンの 策定にあたって

## 1 ビジョン策定の目的

中小企業・小規模企業は、地域経済を支え、雇用を創出するなど重要な役割を果たしています。 本市においては、事業者の99%が中小企業者であり、さらには、中小企業者のうち80%以上が小規模企業者であることから、その事業の継続・発展は、地域経済の活性化や市民生活の向上にとって欠かすことのできないものです。

しかし、人口減少や少子高齢化に伴う内需の縮小、経済活動のグローバル化、経営者の高齢化、 後継者問題等により、中小企業者、特に小規模企業者は厳しい経営環境に置かれています。

こうした状況を踏まえ、市では、平成29年6月に、中小企業者、関係機関、市民及び市が連携して市内中小企業・小規模企業の振興について取組むことを目的として、「栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定しました。

本条例の基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に必要な施策を計画的かつ総合的に 推進していくための指針として、「栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョン」を策定します。

## 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

#### (基本理念)

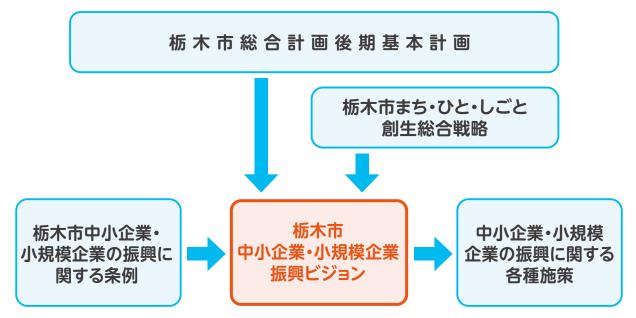
第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 中小企業者は、地域経済を支え、雇用を創出する等、本市の発展及び市民生活の向上に資する重要な経済主体であるという認識に基づき振興を図ること。
- (2) 中小企業者が経済社会情勢の変化に対応して事業の発展を図るための自主的な努力を基本として振興を図ること。
- (3) 中小企業者、関係機関等、市民及び市が連携を図りながら振興を図ること。
- (4) 中小企業者が供給する原材料、製品、サービス等が地域経済の好循環と内発的発展をもたらすよう、その積極的な利用の促進を図ること。
- (5) 自然環境、歴史、伝統文化、産業基盤、農業、観光、人材、技術技能その他の地域資源が有効に活用されるよう振興を図ること。
- (6) 地域経済を活性化し、発展させるよう、創業を積極的に支援すること。
- (7) 特に小規模企業者については、多様な需要にきめ細かく対応できるなど、その特徴を生かすとともに、経営資源の不足や経営のぜい弱性を補い、事業の持続的な発展が図られるよう配慮しつつ振興を図ること。

## 2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、平成29年6月に制定した栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例第13条に基づき策定するものです。また、「栃木市総合計画後期基本計画」及び「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、本市の中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するための指針とします。

《イメージ》



## 栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

(中小企業・小規模企業の振興に関する指針)

- 第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。
- 2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針
  - (2) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策に係る事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項
- 3 市は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 3 ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度の10年間とします。 また、計画の進捗状況、社会情勢の変化等により、随時見直しを図ることとします。

## 中小企業者・小規模企業者の定義(中小企業基本法)

業種	中小企業者	小規模企業者
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会 社及び個人	常時使用する従業員の 数が20人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会 社及び個人	
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	常時使用する従業員の 数が5人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人	

## 第2章 中小企業・小規模企業の現状と課題

## 栃木市の現状

## (1) 人口の推移

本市の人口は、平成2年をピークに減少しています。

また、高齢化が進み、平成27年時点では、高齢者人口(65歳以上)が年少人口(0~14歳) の2倍以上になっています。

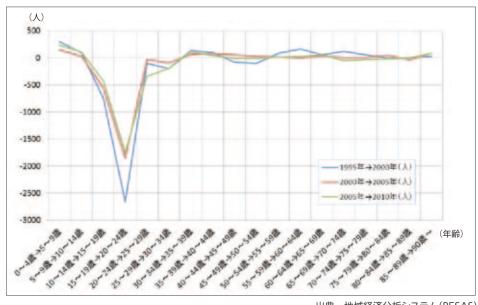


※総人口には年齢不詳分を含む

出典 総務省「国勢調査」

## (2) 年齢階級別人口移動の推移

本市の人口移動について、年齢5歳階級別に5年間毎の純移動数(転入から転出を引い た数)を比較すると、10代後半から20代前半で大きく減少しています。

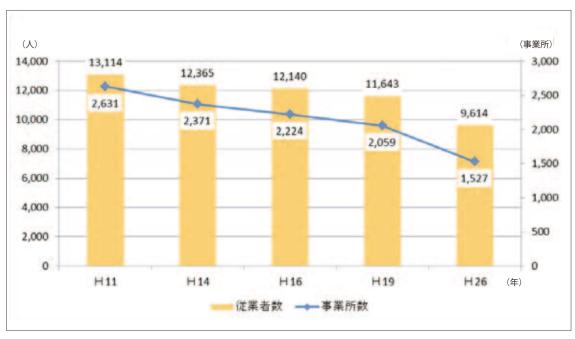


出典 地域経済分析システム(RESAS)

## 2 商業の現状

## (1) 事業所数・従業者数の推移(卸売業・小売業)

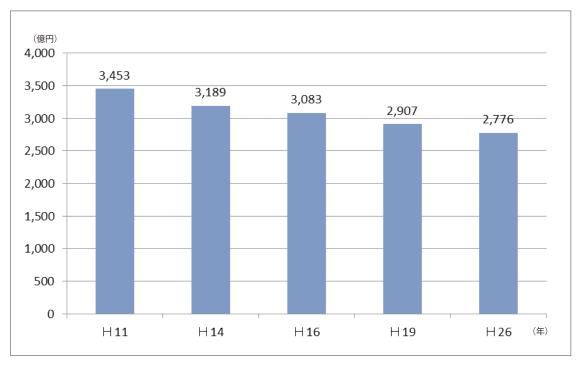
商業統計調査によると、事業所数・従業者数は、ともに減少傾向にあります。 なお、県においても、本市と同様に減少傾向にあります。



出典 経済産業省「商業統計調査」

## (2) 年間商品販売額の推移(卸売業・小売業)

商業統計調査によると、年間商品販売額は減少傾向にあります。 なお、本市の平成26年の年間商品販売額は、県内25市町中4位です。



出典 経済産業省「商業統計調査」

## 3 工業の現状

## (1) 事業所数・従業者数の推移(製造業)

本市の産業は、製造業の割合が非常に高く、ものづくりが盛んな地域です。 また、幅広い業種の事業所がバランスよく立地しています。

工業統計調査等によると、製造業の事業所数・従業者数は、ともに減少傾向にあります。

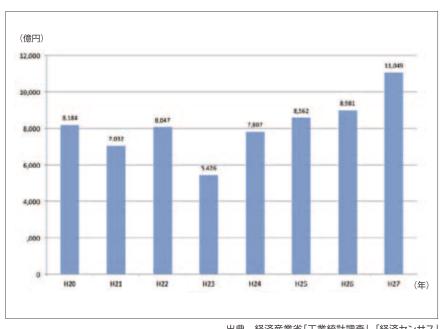


出典 経済産業省「工業統計調査」、「経済センサス」

## (2) 製造品出荷額等の推移(製造業)

製造品出荷額等は、平成23年に5,426億円まで減少しましたが、その後は緩やかに増加し ています。事業所数、従業者数が減少している中、製造品出荷額等は増加しており、生産の効 率化・集約化が図られていると考えられます。

なお、本市の平成27年の製造品出荷額等は、県内25市町中2位です。

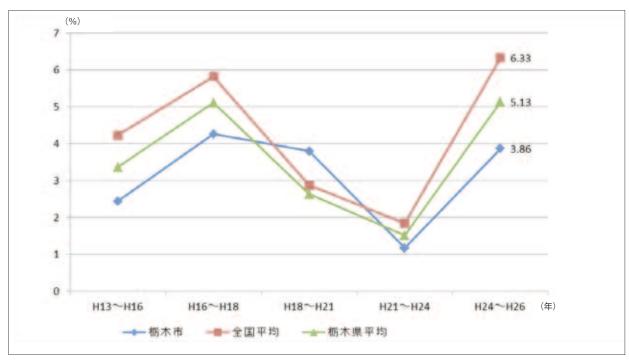


出典 経済産業省「工業統計調査」、「経済センサス」

## 4 創業の現状

## (1) 創業比率

既存企業数に対する新設企業の割合を表す創業比率について、平成24年から3年間における 比率は、全国平均が6.33%、栃木県平均が5.13%であるところ、本市は3.86%です。 県内においては、25市町中19位であり、他自治体と比較しても低い状況です。



出典 地域経済分析システム(RESAS)





## 5 中小企業・小規模企業の課題

## (1) 中小企業・小規模企業の現状

平成29年現在、日本経済は、企業収益が過去最高水準となっているほか、設備投資の増加や企業倒産の減少が見られるなど、緩やかな改善傾向が続いています。

その一方で、業種や事業者の規模などによっては景況感にばらつきがみられ、特に中小企業・小規模企業においては、業績改善が進まない企業も多いほか、設備投資や売上高が伸び悩んでいるなど、依然として厳しい経営環境下に置かれています。

栃木県内の景気についても、持ち直しの動きが続いているものの、中小企業・小規模企業の 多くは、人手不足や後継者不足、売上高の伸び悩みなどの様々な経営課題を抱え、やはり依然 として厳しい経営環境下に置かれています。

本市の現状としては、平成28年11月に実施した「栃木市中小企業・小規模企業向けアンケート」によると、5年前と比較した売上高及び経常利益について、回答者の約50%が、5年前に比べて「減少した」と回答しています。

また、5年前と比較した従業員数については、「減少した」を選択した回答数が、「増加した」を選択した回答数をやや上回っており、売上高の伸び悩みや人材確保の面において、厳しい状況にあることがうかがえます。

さらに、アンケートによると、事業所の課題や事業活動に役立つ支援として、「人材育成」、「後継者の確保」、「資金繰り支援」等、経営基盤の安定・強化に資する支援が求められていることが明らかになりました。





## (2) アンケート調査

#### ア. 「栃木市中小企業・小規模企業向けアンケート」について

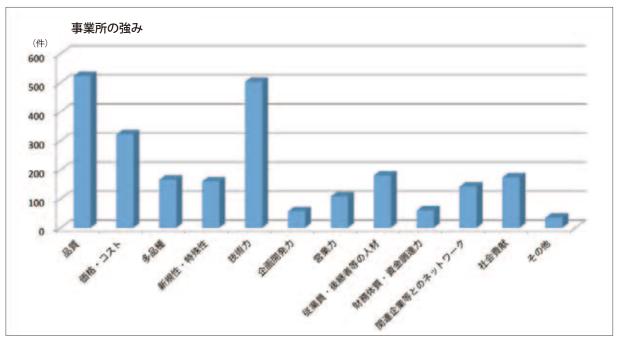
本アンケートは、平成28年11月に、「栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」や「栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する指針」の策定における参考資料とするとともに、市内企業の状況や今後の方向性、市に対する要望等を把握し、本市の施策等に反映させることを目的に実施しました。

アンケートは市内の中小企業・小規模企業を対象に実施し、1,354社から回答を得ました。

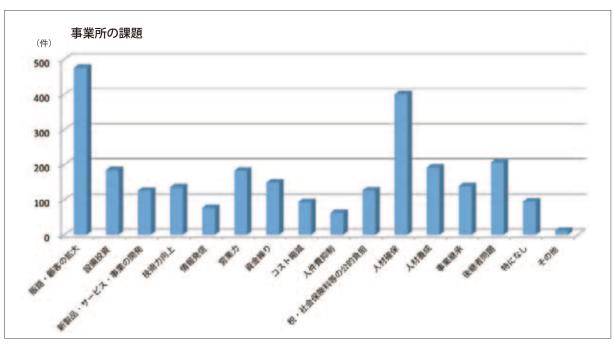
#### イ. アンケート調査結果

#### ①事業所の強みと課題(選択式)

- ・事業所の強みと課題に関する調査については、それぞれ回答を選択肢から選択する形式の設問(1事業者3つまで選択可)としました。
- ・事業所の強みとして回答が多かったのは、「品質」、「技術力」、「価格・コスト」の順でした。
- ・事業所の課題として回答が多かったのは、「販路・顧客の拡大」、「人材確保」、「後継者問題」の順でした。



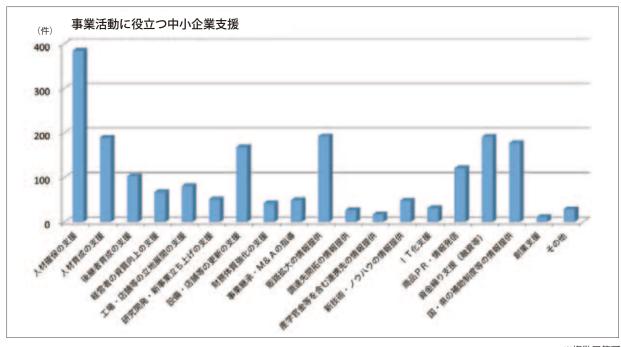
※複数回答可



※複数回答可

#### ②事業活動に役立つ支援(選択式)

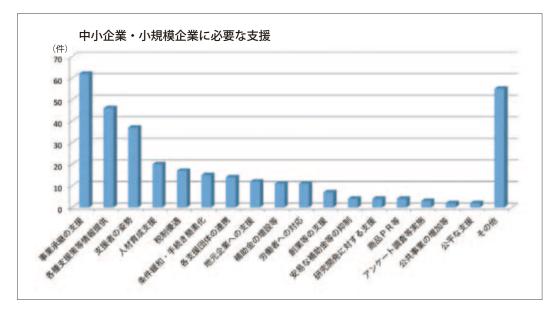
- ・事業活動に役立つと考える中小企業支援に関する調査については、回答を選択肢から選択する形式の設問(1事業者3つまで選択可)としました。
- ・回答が多かったのは、「人材確保の支援」、「販路拡大の情報提供」、「資金繰り支援(融資等)」、「人材育成の支援」の順でした。

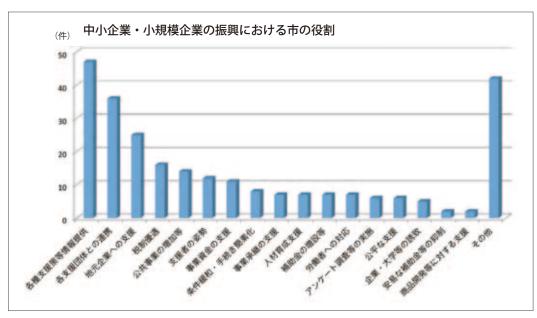


※複数回答可

#### ③中小企業・小規模企業に対する支援のあり方(記述式)

- ・中小企業・小規模企業に必要な支援に関する調査及び中小企業・小規模企業の振興に おける市の役割に関する調査については、回答を記述する形式の設問としました。回答 を内容ごとに分類分けし、集計したところ、以下のとおりの結果となりました。
- ・中小企業・小規模企業に必要な支援については、「事業承継の支援」を求める回答が最も多くありました。
  - なお、「その他」の意見としては、「専門家による人的支援」、「IT講習」、「経営者の資質に合わせた支援」、「気軽に受けられる程度の支援」、「意欲のある企業に対する支援」、「輸出に関する支援」、「インフラ整備」、「空地・空家有効利用」等がありました。
- ・中小企業・小規模企業の振興における市の役割については、「各種支援策等に関する情報提供」を市に求める回答が最も多くありました。
  - なお、「その他」の意見としては、「ビジョンの策定」、「専門家派遣の補助金」、「インフラ整備」、「空き店舗の活用」、「少子高齢化抑制の推進」、「人口増加施策」等がありました。





## (3) 栃木市の中小企業・小規模企業の課題について

中小企業・小規模企業を取り巻く社会経済状況、統計データ等から明らかになった現状、栃木市 中小企業・小規模企業向けアンケート調査の結果等を踏まえ、本市の中小企業・小規模企業の課題 を整理します。

#### 資金調達、資金繰りの支援

市制度融資の件数は、市町合併後の平成26年度以降、年間約500件で推移しており、本市の融資件数は、県内他市と比較しても多い状況です。また、アンケート調査においても、事業活動に役立つ支援として「資金繰り」が挙げられており、融資等の資金繰り支援の重要性が認められます。

#### 販路拡大

アンケート調査によれば、事業所の課題として「販路・顧客の拡大」が最も多く挙がっており、事業活動に役立つ支援としても「販路拡大の情報提供」が求められています。また、事業所の強みとして、自社の製品に自信を持っていることもアンケート調査から明らかになっていますが、市内の年間商品販売額は減少傾向にあり、販路拡大の重要性が認められます。

#### 後継者の確保、事業承継

アンケート調査によれば、事業所の課題として「後継者問題」を課題と捉えている中小企業者が多く、中小企業・小規模企業に必要な支援としても「事業承継の支援」が求められています。また、市内事業所の減少が続いていることからも、後継者の確保、事業承継への取組は喫緊の課題であると考えられます。

#### 人材育成•確保

アンケート調査によれば、「人材確保」を事業所の課題として捉えている中小企業者が多いことが 分かります。また、事業活動に役立つ支援としても「人材確保の支援」、「人材育成の支援」が求められ ており、これらの課題を踏まえた施策の展開が求められています。

#### 創業の支援

事業所数が減少傾向にあることや、本市の創業比率が低いことから、創業を支援し、地域経済の活性化を図ることが求められています。

#### 支援策の情報提供

アンケート調査によれば、中小企業・小規模企業に必要な支援及び振興における市の役割として、「各種支援策の情報提供」が求められています。

#### その他

上記課題の他にも、アンケート調査の「その他」の意見として、「専門家による人的支援」や「IT講習」等を求める意見があり、中小企業・小規模企業の課題は多岐にわたっていることが分かります。 このような様々な課題を解決するために、市として個々の状況に応じた総合的な支援を行うことが求められています。

# 第3章

## 中小企業・小規模企業の振興に関する 基本方針

## 1 栃木市総合計画後期基本計画における基本方針

## 基本方針VI[いきいきと働き賑わいのあるまちづくり]

#### 基本施策 『商工業の振興』

#### 基本施策がめざす姿

- ○まちの魅力や市民生活の利便性の向上に資する商業機能の再生や活性化が図られています。
- ○まちの活力を生み出す経済的基盤として工業全体の競争力の強化が図られています。

#### 基本施策 『雇用の創出』

#### 基本施策がめざす姿

○企業の誘致や新たな産業の創出により地域経済が活性化され、人々がいきいきと働くこと のできる環境が整っています。

## 2 中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針

栃木市総合計画後期基本計画における基本施策がめざす姿を踏まえて、第2章で整理した中小企業・小規模企業を取り巻く課題の解決、及び中小企業・小規模企業の成長発展・持続発展を図るために、本市では以下の3つの基本方針を定めて、施策を展開します。

- I がんばる中小企業者・小規模企業者を積極的 に支援します。
- Ⅲ 中小企業者・小規模企業者の人材確保・人材育成と就労を支援します。
- Ⅲ 産業の活性化を推進するため若者や女性等の 創業を支援します。

## I がんばる中小企業者・小規模企業者を積極的に支援します。

- ○社会情勢や経済情勢の変化に対応して、事業の継続、発展を図るための自主的な努力を尊重した上で、積極的な支援を行います。また、新製品や新技術を開発する取組、他分野と連携した取組、自然環境や農業等の地域特性を生かした取組等、新たな挑戦を支援します。
- ○商業やサービス業については、少子高齢化を伴う人口減少が進行するなかで、事業所数・従業者数ともに減少傾向であり、小売業の商品販売額も減少傾向にあります。しかしながら、商業やサービス業については、観光と連携した取組、町並みや農産物などの地域特性を生かした取組により改善する可能性があります。市では、消費を喚起する取組、商店会の振興に関する取組、空き店舗の利活用等、前向きな取組を支援します。
- ○工業については、製造品出荷額が増加しており地域経済を牽引しています。また、市外はもとより全国や海外を商圏としている企業も多く、同業他社との激しい競争があります。市では、新製品や新技術の開発、産業財産権\*1の取得、販路の開拓等の前向きな取組を支援します。

## Ⅱ 中小企業者・小規模企業者の人材確保・人材育成と就労を支援します。

- ○中小企業者・小規模企業者の事業の成長発展、持続的発展のためには、人材確保・人材育成は欠かすことができないものであり、平成28年度に市が実施したアンケート調査によれば、多くの中小企業者・小規模企業者は、人材確保や人材育成に苦慮しており、これに対する支援を求めていることが明らかになっています。
- ○人材確保に関しては、新卒者、UIJターンの希望者、中高年などを対象に、就職説明会・面接会を 開催するなど、地元企業と求職者のマッチングを推進します。
- ○人材育成に関しては、経営者及び従業員のスキルアップのための研修会や職業訓練などを支援します。
- ○職場における人権の尊重、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)\*2の推進、女性活躍の推進など働きやすい職場環境の整備を支援します。
- ○勤労者福祉サービスセンター\*3を中心として、中小企業・小規模企業の事業者、従業員の福利厚生の向上を図るほか、勤労者の福利厚生に資する施設を運営します。

<sup>\*1</sup> 知的財産権のうち、産業上の発明、商標、意匠等を排他的に利用・所有し得る権利のこと。特許権、実用新案権、意匠権、商標権の総称

<sup>\*2</sup> 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

<sup>\*3</sup> 事業所が単独では実施することが困難な多種多様な福利厚生サービスを勤労者に提供する団体。愛称ウェルワークとちぎ。

## Ⅲ 産業の活性化を推進するため若者や女性等の創業を支援します。

- ○国は地域の開業率を引き上げ、特に女性や若者の創業を促進し、民間活力を高めることで、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めることが重要であるとしています。
- ○本市においても、中小企業・小規模企業の事業所数が減少するなか、地域経済の活性化、及び 発展を図るためには積極的に創業を支援する必要があります。
- ○社会環境が大きく変化していくなかで、産業の新陳代謝を図っていくためには、特に女性や若者の活躍が必須であると考え、こうした人々による創業を支援します。







# 第4章 具体的な取組

中小企業・小規模企業の振興に関する基本方針を実現するため、下記の5つの施策に取組みます。

- 1 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化
- 2 中小企業・小規模企業の人材確保・人材育成の支援
- 3 中小企業・小規模企業における勤労者の福利厚生の充実
- 4 創業の支援
- 5 (仮称)栃木市中小企業総合支援センターの設置

施策の取組時期については、本ビジョンの計画期間である10年間の中で、短期(概ね3年以内。継続中の施策も含む。)、中期(概ね5年以内。)、長期(概ね10年以内。)に整理し、取組んでいきます。



## 1 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化

## 現状・課題

- ・中小企業者・小規模企業者の事業の継続及び発展には、経営の改善、向上を図ることが必要です。
- ・経営者の高齢化等に伴い、事業承継や技能の承継が課題となっています。
- ・アンケート調査によれば、販路拡大、後継者の確保・事業承継、資金調達等が課題として挙がっ ています。

## 取組

- ○資金調達の円滑化
- ○経営の改善及び向上
- ○新たな技術、製品等の開発 ○伝統的技能等の承継

- ○農商工連携
- ○産学金官連携
- ○販路の開拓
- ○地域資源の活用

○事業承継

- ○小規模企業者支援
- ○商工団体の支援



検討 実施 =

取組	内容	短期	中期	長期
資金調達の 円滑化	・制度融資や信用保証料補助等により、中 小企業者の円滑な資金調達を支援する。			
経営の改善及び 向上	・専門家相談に要する経費に対する補助等、 中小企業者が経営課題の克服のために行 う取組を支援する。			
新たな技術、 製品等の開発	・中小企業者が行う新たな技術、製品等の 開発や産業財産権の取得等に係る経費を 支援する。			
伝統的技能等の 承継	・中小企業者による伝統的技能等の承継を 支援する。			
農商工連携*4	・商工業者と農林水産業者が連携して行う 新商品の開発等を支援する。 ・JA等の農業団体との連携を推進する。			

<sup>\*4</sup> 農林水産業者と商工業者が相互に連携、協力を図りながら行う新商品の研究開発、新事業の創出等をいう。

取組	内容	短期	中期	長期
産学金官連携*5	・中小企業者、関係機関、市が連携して行 う新事業の創出等を推進する。			
	・自社製品をPRする展示会、商談会等に参加する中小企業者を支援する。			
販路の開拓	・インターネットを活用した顧客拡大に対 する取組を支援する。			
	・販売促進等の各種活動を行う商店会等 を支援する。			
地域資源の活用	・中小企業者が行う本市の自然、歴史、文 化等の地域資源の活用、掘り起しによる 取組を支援する。			
	・本市の観光資源と連携した取組を支援する。			
事業承継	・相談窓口の設置等、中小企業者の事業の 承継が円滑に行われるよう支援する。			
小規模企業者 支援	・経営基盤のぜい弱な小規模企業者に対 し、マル経融資利子補給制度*6等により支 援する。			
商工団体の支援	・商工団体(商工会議所及び商工会)が行 う中小企業・小規模企業の振興に関する 取組を支援する。			

北海石	34 / <del>-</del> -	1日北法	目標値		
指標名	単位 現状値		2022年	2027年	
年間商品販売額	億円	2,776	2,791	2,807	
年間製造品出荷額	億円	8,981	9,916	10,948	
産業支援補助延件数 (新製品開発費補助、産業財産権取得費補助)	件	68	133	211	

<sup>※</sup>目標指標及び2022年の目標値は、栃木市総合計画後期基本計画に基づくものです。

<sup>\*5</sup> 中小企業者、関係機関等、栃木県及び市が相互に連携、協力を図りながら行う新技術の研究開発、新事業の創出等をいう。

<sup>\*6</sup> 株式会社日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金」の融資を受けた小規模事業者に対し、当該融資に係る利子の一部を補助する制度。

## 2 中小企業・小規模企業の人材確保・人材育成の支援

## 現状•課題

- ・中小企業者・小規模企業者が持続的に発展するためには、人材の確保、人材育成は不可欠です。
- ・人材不足の解消に向けて、女性や若者、高齢者など多様な人材の活躍が期待されています。
- ・人材の確保、定着のために、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を推進し、働きやすい職場環境の整備が必要とされています。
- ・アンケート調査によれば、人材育成、人材確保が課題として挙がっています。

#### 取組

- ○人材確保・就労支援 ○人材育成
- ○女性活躍の推進

取組	内容	短期	中期	長期
	・新卒者等を対象とした合同企業説明会の			
   人材確保・	開催や関係機関と連携した就職相談等、 若者の就労を支援する。			
就労支援	・中高年向け合同企業説明会の開催等、関 係機関と連携した取組により、中高年の			
	就労を支援する。			
144	→ ル ヘ ₩ ゼ ノシニト カ エチエエエ トセンセン ナ → エシン → フ			
人材育成	・中小企業者が行う各種研修等を支援する。			
上州江門の	・栃木市職業生活における女性活躍推進計			
女性活躍の	画 * <sup>7</sup> に基づき、働く場における女性の活			
推進	躍推進を支援する。			

指標名	単位	現状値	目標値		
1日1本七	半位 坑八但		2022年	2027年	
就職説明会·面接会参加者数	人	223	270	300	
「とちぎ女性活躍応援団」* <sup>8</sup> 市内事業所登録数	件	17	70	120	

<sup>\*7 「</sup>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、市域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるための計画。

<sup>\*8</sup> 栃木県知事をトップとし、官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を推進する団体。

## 3 中小企業・小規模企業における勤労者の福利厚生の充実

## 現状•課題

- ・福利厚生の充実は、従業員の健康管理、勤労意欲の向上、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進等にとって必要なものです。
- ・中小企業・小規模企業で働く勤労者の福利厚生の充実が求められています。
- ・福利厚生の充実は、アンケート調査において課題として挙げられている人材確保の対策としても 有効と考えられます。

#### 取組

○福利厚生の支援 ○勤労者福祉施設の管理運営

取組	内容	短期	中期	長期
福利厚生の支援	・勤労者福祉サービスセンターの会員拡大、福利厚生事業の充実を図る。 ・小規模企業者の福利厚生の充実を図る。			
勤労者福祉施設 の管理運営	・勤労青少年ホーム、勤労者総合福祉セン ターの管理運営を行うと共に、就労支援 や婚活支援等の事業を推進する。			

指標名	単位	現状値	目標値		
181余0	半位 坑(八世		2022年	2027年	
勤労者福祉サービスセンター 会員数	人	1,224	1,450	1,720	
勤労者福祉施設利用者数 (勤労青少年ホーム、勤労者総合福祉センター)	人	67,927	69,600	71,000	

<sup>※</sup>目標指標及び2022年の目標値は、栃木市総合計画後期基本計画に基づくものです。







## 4 創業の支援

## 現状•課題

- ・本市の創業比率は、他市と比較しても低く、県内では25市町中19位です。
- ・事業所が減少する中、本市経済の発展のためには、若者から高齢者まで多様な担い手による幅 広い業種の創業を支援する必要があります。
- ・地域経済の活性化、新陳代謝のためには、特に女性や若者による創業が必要と考えます。
- ・本市では、商工業における創業を支援するための基金である「栃木市創業支援中村由美子基金」を 活用し、若者や女性を中心とした創業の支援を行っています。

#### 取組

- ○資金調達の円滑化 ○空き店舗等の活用促進
- ○その他の支援

			検討	実施
取組	内容	短期	中期	長期
資金調達の	・創業資金融資により、円滑な資金調達を			
円滑化	支援する。 			
	・市内の空き店舗を活用して開業する方に対			
空き店舗等の	し、補助や相談業務等の支援を行う。			
活用促進	  ・市内の空き工場や工場用地についての情			
	報提供、相談業務を行う。			
	・ビジネスプランコンテスト* <sup>9</sup> やチャレンジ			
その他の支援	ショップ* <sup>10</sup> 等、創業を目指している方を支 援する。			

指標名	単位	現状値	目標値		
181木口	<b>羊</b> 位	<b>近</b> 八但	2022年	2027年	
空き店舗への新規出店延数	店舗	15	32	50	
ビジネスプランコンテスト受賞者に よる新規創業者延数	人	0	20	40	

- ※目標指標及び2022年の目標値は、栃木市総合計画後期基本計画に基づくものです。
- \*9 創業を目指す方や、創業後間もない方からビジネスプランを幅広く募集し、特に優秀なプランを表彰の上、事業化の支援を行う取組。
- \*10 空き店舗を利用して、創業希望者が試行的に店舗経営を行うことができる店舗のこと。

## 5 (仮称)栃木市中小企業総合支援センターの設置

## 現状•課題

- ・中小企業・小規模企業の支援に関しては、第4章具体的な取組1~4に記載したとおり、事業者支援、人材確保支援(就労支援)、勤労者支援、創業支援を計画的、総合的に推進しなければなりません。
- ・市内には、栃木商工会議所と、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方商工会、 岩舟町商工会の5つの商工会があり、それぞれの地域において、中小企業者・小規模企業者を 会員としてその支援に努めています。
- ・こうした状況を踏まえて、市内の全ての中小企業者・小規模企業者を対象とした事業者支援とともに、創業支援、勤労者支援業務を取扱う総合窓口が必要です。
- ・「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「(仮称)栃木市中小企業総合支援センター」の設置について明記しています。

## 取組

○(仮称)栃木市中小企業総合支援センターの設置・運営

検討	実施	
----	----	--

取組	内容	短期	中期	長期
(仮称)栃木市中小企業総合支援センターの設置・運営	・(仮称)栃木市中小企業総合支援センターを設置し、各種支援を行う。			

## (仮称)栃木市中小企業総合支援センターのイメージ

- ・市内の全ての中小企業者・小規模企業者を対象とし、事業者支援、勤労者支援、創業支援等を総合的に実施する。
- ・中小企業診断士等の専門職を配置し、中小企業者・小規模企業者を対象とする市の総合相談窓口としての機能を有するとともに、相談内容や地域性等を勘案して、商工会議所、商工会、金融機関等に繋ぐコーディネーターとしての役割も担う。
- ・国、県、JETRO(日本貿易振興機構)、商工会議所、商工会等の各種支援施策について、積極的な情報発信及びマッチングを行う。
- ・勤労者福祉サービスセンターの窓口としての機能を有し、勤労者の福利厚生に関するサービスの提供、会員獲得に努める。
- ・2019年度(平成31年度)中の設置を目指す。

# 第5章 ビジョンの実現に向けて

## 1 ビジョンの推進体制

「栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例」では、中小企業者、関係機関等、市民及 び市のそれぞれの役割を記載しています。

「栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョン」の推進にあたっては、中小企業者の努力を基本 としつつ、関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して取組むことが必要です。

## 商工団体の役割(第6条)

- 中小企業者の振興についての主体 的な取組と市の施策への協力
- 創業に対する積極的な支援

## 金融機関の役割(第7条)

- ●円滑な資金調達、経営の改善・ 向上への協力
- 創業に対する積極的な支援

## 市の責務(第4条)

- 施策の計画的、総合的な実施
- 国、県、関係機関の支援策の情報提供
- 中小企業者の受注機会の増大

## 中小企業者の努力(第5条)

- 自主的な経営の改善・向上
- 雇用機会の創出、労働環境整備等
- 地域振興、自然環境、生活環境に配慮

## 市民の役割(第11条)

- ●中小企業者の重要性についての理解
- 中小企業者が提供する製品等の 利用を通じた振興への協力

## 労働団体の役割(第10条)

- ●中小企業者の重要性についての理解
- 労働環境の整備、福利厚生の向上 を通じた振興への協力

## 大企業者の役割(第8条)

- ●中小企業者の重要性についての理解
- 中小企業者との連携

## 教育機関の役割(第9条)

勤労・職業に対する意識の啓発、 人材の育成

## (1) 市の責務

市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、本ビジョンに基づき計画的かつ 総合的に実施します。施策の実施にあたっては、関係機関等と連携を図り、施策が円滑かつ効 果的に推進されるよう努めます。

また、中小企業・小規模企業に対し、国、栃木県及び関係機関等の各種支援策についての情 報提供を行います。

## (2) 中小企業者の努力

中小企業者は、自らが地域経済を支え、雇用を創出するなど、本市の発展及び市民生活の 向上に資する重要な経済主体であるということを認識し、自主的にその経営の改善及び向上 に努めるものとします。

また、地域における雇用機会の創出、従業員の労働環境の整備、事業活動を通じての地域 の振興に努めるものとします。

#### (3) 商工団体の役割

商工団体は、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

また、創業に対する積極的な支援に努めるものとします。

## (4) 金融機関の役割

金融機関は、中小企業者の円滑な資金調達や経営の改善・向上への協力に努めるものとします。また、創業に対する積極的な支援に努めるものとします。

#### (5) 大企業者の役割

大企業者は、地域社会の構成員であることを自覚し、地域経済において中小企業・小規模企業が 果たす役割の重要性を理解した上で、中小企業者との連携を図り、その振興に努めるものとします。

#### (6) 教育機関の役割

教育機関は、中小企業・小規模企業の振興の担い手となる人材の育成に努めるものとします。

#### (7) 労働団体の役割

労働団体は、地域経済において中小企業・小規模企業が果たす役割の重要性を理解した上で、中 小企業者と労働団体が協力して行う労働環境の整備、福利厚生の向上に努めるものとします。

## (8) 市民の役割

市民は、中小企業者が地域経済と雇用を支える重要な存在であるということを理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとします。

## 2 ビジョンの進捗管理

- ○本ビジョンの推進を図るため、栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例第16条に基づき設置する「栃木市中小企業・小規模企業振興審議会」による検証及び評価を行います。
- ○本ビジョンの目標達成に向けて、PDCAサイクル\*<sup>11</sup>による進捗管理を行い、施策効果の検証や 見直しを行います。

#### 栃木市中小企業・小規模企業振興審議会委員名簿(任期:2017.9.1~2019.8.31) (敬称略)

役 職	氏 名	区分	所 属 等
会 長	樋口 兼次	学識経験者	白鷗大学名誉教授
副会長	高崎 尚之	市職員	栃木市産業振興部長
委員員	財田 忠典		栃木商工会議所
委 員	阿部 勝彦	市内中小企業者	大平町商工会
委 員	酒井 一則	を代表する方	藤岡町商工会
委員委員委員	大阿久 昭	関係団体から	都賀町商工会
委 員	山岸 弘幸	選出された方	西方商工会
委 員	川原井 正敏	,220,110,3	岩舟町商工会
委員委員	永山 雅浩		栃木市金融団
委 員	柴崎 忠勝	門を口仕から	栃木市金融団
委 員	加藤 久美子	関係団体から 選出された方	日本政策金融公庫佐野支店
委 員	猿山 朋幸	選山された刀	連合栃木下都賀地域協議会
委 員	萩原 弘		栃木市勤労者福祉サービスセンター
委員	若林 可奈子	公募による方	

<sup>\*11</sup> Plan(計画), Do(実行), Check(評価), Action(改善)の4つの頭文字を取ったもので、計画から見直しまでを一貫して行い、それを次の計画・事業にいかそうという考え方。

## 栃木市中小企業・小規模企業振興ビジョン

発行年月 2018年(平成30年)3月

発 行 栃木市

編集 栃木市 産業振興部 商工振興課

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

TEL:0282-21-2371

URL:http://www.city.tochigi.lg.jp/

